

平成24年3月14日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成24年3月14日 諮問第9号)

[ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(小林課長補佐、後白係長)

電話：03-5253-5776

総務省情報流通行政局放送技術課

(木村課長補佐、石黒係長)

電話：03-5253-5785

放送法施行規則等の一部を改正する省令案について ～ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備～

1 諮問の概要

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数であるホワイトスペースの活用については、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書（平成22年7月30日）において、平成23年度中に放送型システムの制度化を行うこととされており、また、『「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針』（平成23年4月8日閣議決定）では、エリア放送型システムについて「平成22年度検討開始・平成23年度結論」とされている。

これを受け、ホワイトスペースを活用した放送型システムのうち、現行のワンセグ受信機等で視聴可能な無線設備に係る技術的条件については、情報通信審議会より平成24年1月に一部答申された。

本諮問事項は、当該報告書及び閣議決定並びに一部答申を受け、ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備を行うもの。

2 制度整備の概要

（1）放送法施行規則の一部改正

新たな一般放送の種類として「地上一般放送」を、地上一般放送の種類として「エリア放送」を規定した上で、地上一般放送のうちエリア放送については届出一般放送とし、必要な届出書の様式、提出書類等の規定等、関係規定を整備する。

（2）無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正

電気通信業務用無線局の区分から、地上一般放送局を除くとともに、エリア放送を行う地上一般放送局について、地上デジタル放送を含む既設の無線局等の運用に支障を与えない等の開設に当たっての基準について、関係規定を整備する。

（3）電波法施行規則の一部改正

「地上一般放送局」を新たな無線局の種別として規定した上で、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を1年（ただし、平成24年度中における免許の有効期間は平成25年3月末まで）、無線設備等の定期検査を不要とすることと規定し、地上一般放送局に係る免許等の権限を総合通信局長に委任する等、関係規定を整備する。

（4）無線局免許手続規則の一部改正

地上一般放送局を免許の単位として規定し、エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請に係る規定、地上一般放送局の免許の申請に係る提出書類等の規定等、関係規定を整備する。

(5) 無線局運用規則の一部改正

エリア放送を行う地上一般放送局について、基幹放送局の運用・受信に混信を与えない等の運用に当たっての規定等、関係規定を整備する。

(6) 無線設備規則の一部改正

エリア放送を行う地上一般放送局について、周波数の許容偏差、変調波スペクトルの許容値等を規定するとともに、空中線電力をワンセグ型については十ミリワット以下とする等の無線設備の技術基準について、関係規定を整備する。

(7) 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備を技術基準適合証明の対象とする等、関係規定を整備する。

(8) 登録検査等事業者等規則の一部改正

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備について、登録検査等事業者等が行う点検の実施項目等、関係規定を整備する。

3 施行日

平成24年4月2日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案について ～ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備～

情報流通行政局

平成24年3月

エリア放送の概要

地上デジタル放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペース※を活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービス。想定されるサービス形態は、次のとおり。

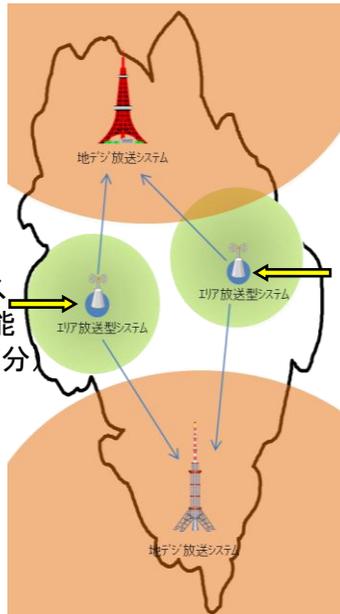
- ・スタジアムや美術館の中、商店街等の小規模のエリアを対象
- ・恒久的な放送のほか、サッカーの試合やお祭り等イベントでの臨時に行う放送
- ・イベント情報、観光情報、地域交通情報等、ローカルな情報

※ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数。

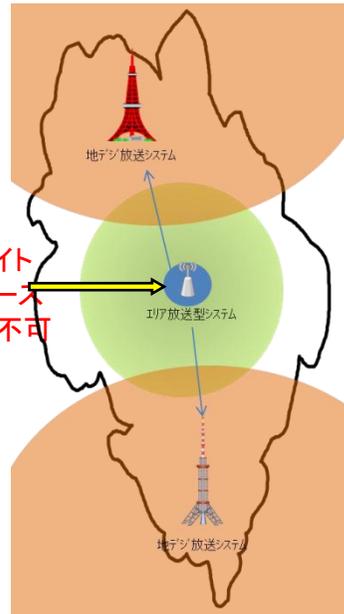
エリア放送型システムが使用するホワイトスペースのイメージ

- ・ある周波数(チャンネル)における地デジのエリアの隙間の中、地デジに混信を与えない設置場所で、その周波数がホワイトスペースとして利用可能。

【小電力システム】



【大電力システム】



イメージ図

地域コミュニティ向け情報提供サービス

地域のタウン情報や行政紹介、医療情報、子育て支援などコミュニティ向けの情報を提供



観光

旅行者に対し、観光スポットやイベント情報を配信



大学

大学キャンパス内で授業、学内のイベント情報を配信



災害、防災、被災地情報

災害、事故の発生時に避難情報等を配信



音楽、ファッション、芸術等のタウンメディア

音楽、芸術、ファッション等の分野における創作活動・市民活動の映像を配信



商店街

リアルタイムな広告や価格情報を送信



交通機関

交通ターミナル(駅やバス停)で広告や独自コンテンツを配信



エリア放送で想定されるサービス形態

- ホワイトスペースを活用したエリア放送については、「ホワイトスペース特区」等において実証実験を行っており、それらの事例を踏まえると、想定されるサービスの形態を類型化すると、次のとおり。

サービス分類(場所)	エリアの特徴 (サイズ、電波伝搬空間の形状の例)			実施期間
お祭り・イベント	屋外	200m	見通しよい	短期日程
美術館・博物館	屋内	展示エリア×複数	狭い閉空間	営業日
スポーツ施設	屋外	200m	壁で囲い	試合開催時
遊園地	屋内・屋外	500m	建造物あり	営業日
バス停・駅	屋内・屋外	20m~200m	複雑な形状	年中
オフィス内など	屋内	10m~100m	狭い閉空間	年中
地下街	屋内	200m	格子状	年中
大学	屋内・屋外	400m~	建造物あり	年中
商店街	屋外	100m	格子状	年中
繁華街	屋外	200m~	複雑な形状	年中
車両内(バス・電車)	移動局	(要検討)	車両内	年中

- これより、エリア放送のサービス形態の特徴は、次のように考えられる。
- ✓ スタジアムや美術館の中、商店街等、数十~数百m以内の小エリアを対象とするニーズが多い。
 - ✓ 放送を行う期間については、恒久的なニーズのほか、サッカーの試合やお祭り等イベントで臨時に行うニーズもある。
 - ✓ 放送内容としては、イベント情報、観光情報、地域交通情報等、ローカルな情報に特化。

1. ソフト(放送業務)関係

○放送の種類は、現行法制上、最も規律の緩い届出一般放送。事業開始は届出のみで可。

- ・スタジアムや空港等の限られたエリア(受信エリアの目安は約1km程度)における、特定のニーズを満たすものであるため、社会的影響は限定的であり、柔軟な業務開始、運用を可能とする。
- ・但し、臨時かつ一時的な利用の場合や、微弱な電波を使用(受信エリアの目安は数m)する場合は、届出も不要(放送法の適用除外)。

2. ハード(無線局)関係

○混信防止を図る観点から免許制とする。

○地上デジタル放送の周波数帯を活用することから、地上デジタル放送(将来設置されるものも含む)に混信を与えてはならない。

- ・地上デジタル放送からの混信に対しても保護を要求してはならない。

○免許期間は1年(ただし、平成24年度中における免許の有効期間は平成25年3月末まで)。

- ・平成25年度以降における免許の有効期間については、ホワイトスペースを利用する他システムとの共用に関する具体的検討の結果を踏まえ、別途、見直す予定。
- ・免許審査は、申請順(先願主義)。

※総務省は、使用可能な周波数の目安となる表(チャンネルスペースマップ)を作成し、参入希望者は、それをもとに周波数を選定。

放送法等の規律(全体像)

規律の種類		基幹放送事業者	一般放送事業者		法の適用除外
			登録	届出	
		地上TV ラジオ(AM、FM) BS、東経110度CS	東経124/8度CS CATV(引込端子501以上)	有線ラジオ CATV(引込端子501未満)	(※)
ソフト関係 (放送法)	番組準則	○	○	○	×
	字幕・解説番組の努力義務 (テレビジョン放送のみ)	○	○	○	×
	番組基準の制定	○	○	×	×
	放送番組審議機関の設置等	○	○	×	×
	訂正放送・取消放送制度	○	○	○	×
	放送番組の保存義務	○	○	×	×
	再放送(再放送同意)	○	○	○	×
	広告放送の識別の措置義務	○	○	×	×
	候補者放送(同等条件の放送義務)	○	○	○	×
	番組調和原則	○(一部除く)	×	×	×
	教育番組の対象の明確化	○			
	番組種別の報告・公表	○(一部除く)			
	災害放送	○			
	学校向け放送における広告	○			
放送番組の供給に関する協定	○				
放送番組の供給に関する協定	○				
ハード関係 (電波法)	免許の取得	○	○	○	×

(※)放送法全体が適用除外となる放送は、次のとおり。

- ①臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送
- ②微弱な電波を用いて行われる放送

等

エリア放送に係る制度整備案の概要(技術関係)

- ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムに関する技術的条件についての情報通信審議会一部答申(平成24年1月)を受け、無線設備規則に技術基準を規定。
- 既存のワンセグ携帯等で受信できる電波を送信。

電波の形態	占有周波数帯幅	主な用途
	5.7MHz	エリア限定、高精細度放送などのサービスとワンセグ放送を同時収容。
	5.7MHz	エリア限定、ワンセグ放送。(注) ※中央セグメント以外Null
	468kHz	エリア限定、ワンセグ放送。 ※中央セグメントのみ

注： Null付ワンセグ型は実験試験局で多く利用されているが、将来は、複数のワンセグを束ねる等、周波数をより有効に利用する電波の形態に転換していく必要があるため、暫定的なものとして利用。

- 空中線電力は10mW(1セグ当たり)以下。
 - ・ホワイトスペース特区の実験結果を踏まえ、10mW(1セグ当たり)以下(受信エリアの目安は約1km程度)。
- 地デジを混信から守りつつ、送信装置の製造を容易にするとともに、低廉化が可能な条件を設定。
 - ・周波数や空中線電力の許容偏差等については、より小電力のものは条件を緩和。
 - ・地デジの隣接チャンネルを使用しないことを前提としたスペクトルマスクを設定。
- 技術基準適合証明を受けた装置を用いることで、落成検査や無線従事者が不要。

- ホワイトスペースを利用するシステムとして、現状、以下のシステム(※)が想定されている。
- 平成24年度において、これらのシステムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討が行われる予定。

(※) その他、無線ブロードバンドシステム等、様々なシステムも検討されている。

エリア放送型システム

(地域コミュニティ向け情報) (商店街)



自治体



(災害、防災、被災地情報) (交通機関)



(災害、防災、被災地情報)



(交通機関)

特定ラジオマイク

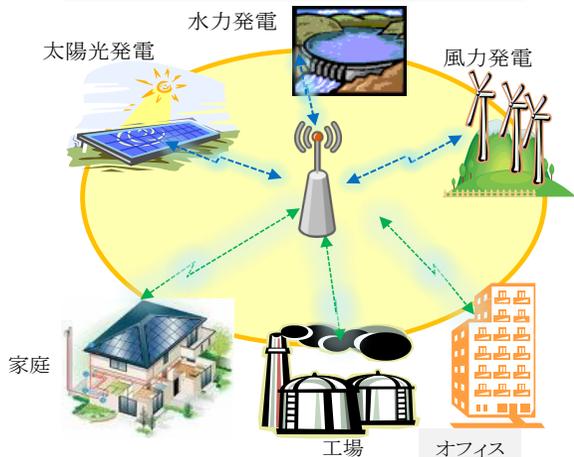
送信機(ハンド型) 送信機(ピンマイク型)



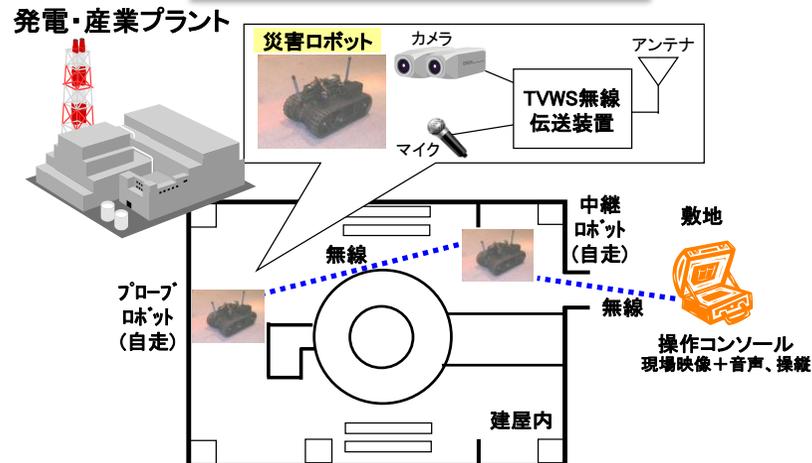
可搬型受信機 カメラレコーダ装着例

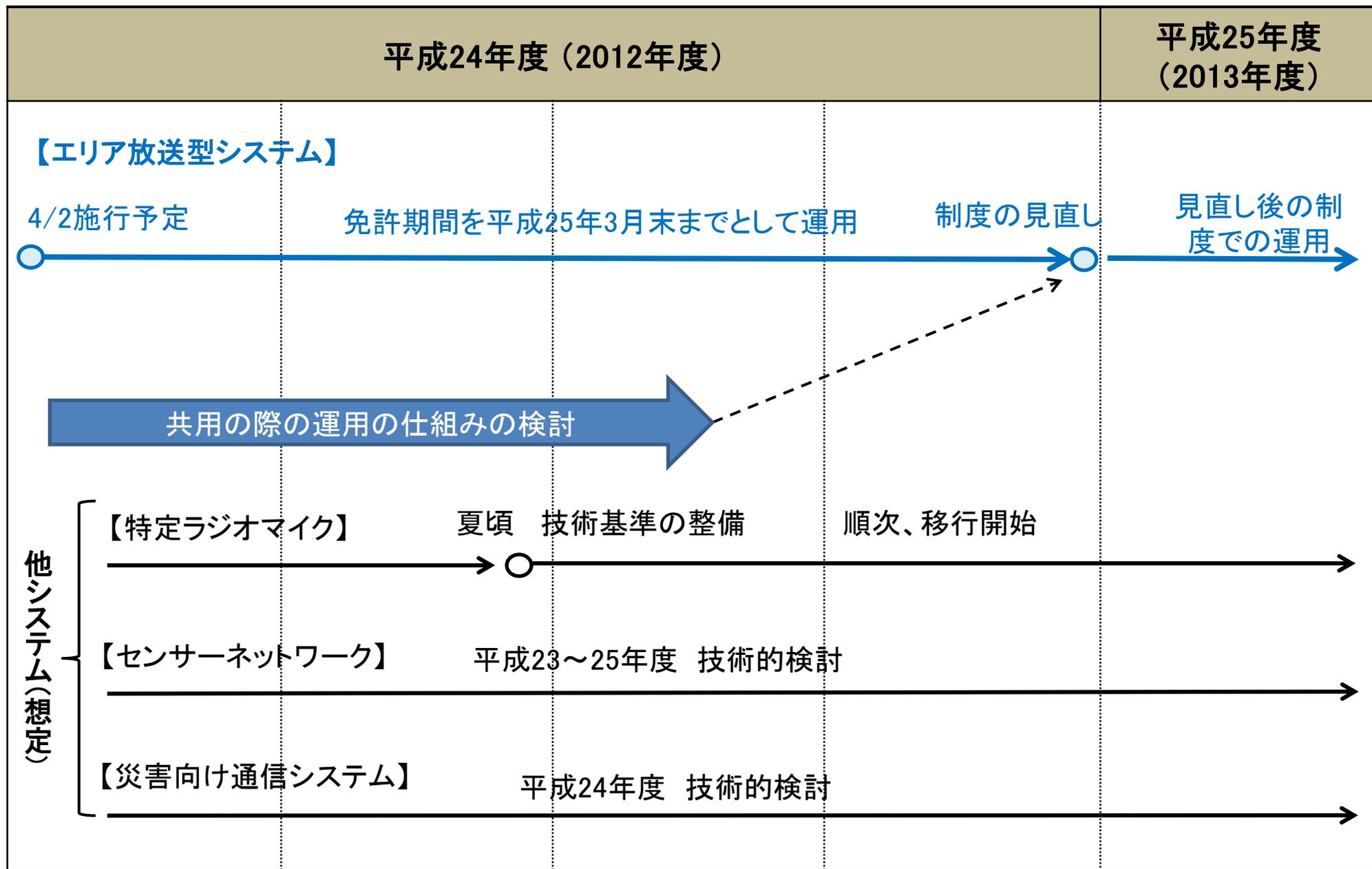


センサーネットワーク



災害向け通信システム





平成 24 年 3 月 14 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成 24 年 3 月 14 日 諮問第 10 号)

[エリア放送型システムの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、金子係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について (エリア放送型システムの導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数（ホワイトスペース）の活用のうち、現行のワンセグ受信機等で視聴可能なエリア放送型システムの早期導入が期待されている。

このような背景を受けて、情報通信審議会において、「ホワイトスペースを活用した放送型システムに関する技術的条件」について平成 24 年 1 月に一部答申を受けたところである。

以上のことから、エリア放送型システムの導入を可能とするため、周波数割当計画の一部変更を行うものである。

2 改正概要

地上デジタル放送等に割り当てられている周波数帯（470MHz-710MHz）に、一般放送の放送業務（電気通信業務用（エリア放送用）、放送用（エリア放送用））を二次業務として追加すること。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 2 日

平成 24 年 3 月 14 日

日本放送協会に対する平成 24 年度国際放送実施要請について
(平成 24 年 3 月 14 日 諮問第 11 号)

日本放送協会に対する平成 24 年度協会国際衛星放送
実施要請について
(平成 24 年 3 月 14 日 諮問第 11 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(笹山課長補佐、内藤係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成24年度国際放送等実施要請について

I ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状

(1) 放送時間 1日延べ56時間20分

(2) 放送区域 17区域

(欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局17か所



(⑧と⑫は同じ)

2 実施要請のポイント

(1) 要請内容は、平成23年度と同様

- ・要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の3言語に限定
- ・放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記

(2) 交付金額（平成24年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成23年度とほぼ同額（9.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

II テレビ国際放送（協会国際衛星放送）

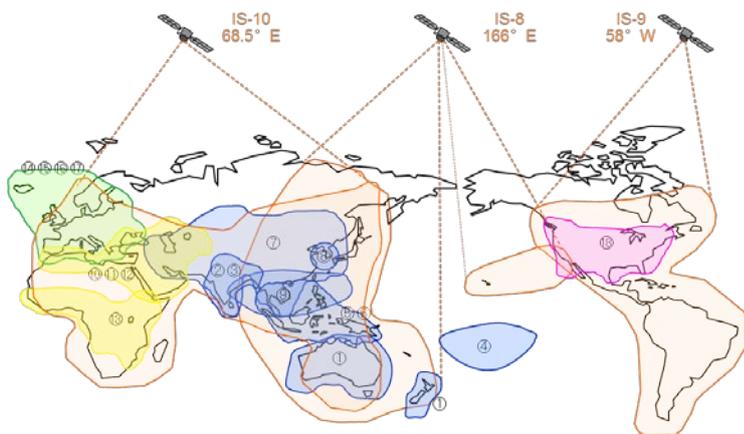
1 テレビ国際放送の現状

(1) 放送時間 外国人向け：1日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）

邦人向け：1日5時間程度

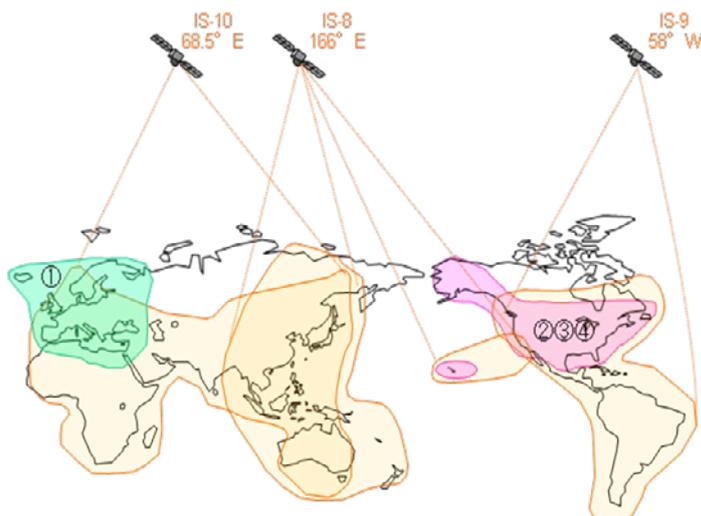
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット8、9、10衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット8、9、10衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星24基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
アジア・太平洋	① Optus D2	東経 152°
	② Insat 4B	東経 93.5°
	③ IS-12	東経 45.0°
	④ IS 701	東経 180°
	⑤ Palapa D	東経 113.0°
	⑥ Vinasat-1	東経 132.0°
	⑦ Asia Sat 3S	東経 105.5°
	⑧ Koreasat 3	東経 116.0°
	⑨ Asiasat 5	東経 100.5°
中東・アフリカ	⑩ Badr 4	東経 26.0°
	⑪ Amos 2	西経 4.0°
	⑫ Turksat 2A	東経 42.0°
	⑬ EutelSat 36B	東経 36.0°
欧州	⑭ EutelSat 28A	東経 28.5°
	⑮ Astra 1M	東経 19.2°
	⑯ EutelSat Hot Bird 13A	東経 13.0°
	⑰ EutelSat 36B	東経 36.0°
北米	⑱ Hispasat 1D	東経 32.0°
	⑲ AMC 4	西経 101°

<邦人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
欧州	① EutelSat Hot Bird 13A	東経 13.0°
北米	② Echo-3	西経 61.5°
	③ Echo-7	西経 119°
	④ Anik F3	西経 118.8°

2 実施要請のポイント

- (1) 要請内容は、平成23年度と同様
・要請対象を「外国人向け」業務に限定
- (2) 交付金額（平成24年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成23年度とほぼ同額（24.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

以上

日本放送協会に対する平成24年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

要請放送制度の概要と経緯		
平成24年度の国際放送等実施要請	-----	1
要請放送制度の仕組み	-----	2
総務省交付金額とNHK国際放送関係経費の推移	-----	3
過去の要請書等		
平成23年度国際放送等実施要請事前通知書	-----	4
平成23年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	9
平成23年度テレビ国際放送実施要請書	-----	12
平成23年度国際放送等実施要請に対するNHKの回答	-----	15
関係法令		
放送法参照条文	-----	16

平成24年3月14日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

平成24年度の国際放送等実施要請

1. 目的

放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するために実施。

2. 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項^{※1}その他必要な事項を指定して国際放送(ラジオ)及び協会国際衛星放送(テレビ)を行うことを要請することができる。(放送法第65条第1項)

※1 (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- ② 国の重要な政策に係る事項
- ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- ④ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。(ラジオのみ)

- (2) 要請放送実施に要する費用については、放送法第67条の規定に基づき国が負担^{※2}。平成24年度は、ラジオ：約9.5億円、テレビ：約24.5億円。

※2 負担額算出の考え方：報道・解説番組を行うのに最低限必要な費用

- (3) 平成24年度の要請内容は、ラジオ・テレビとも平成23年度を踏襲。

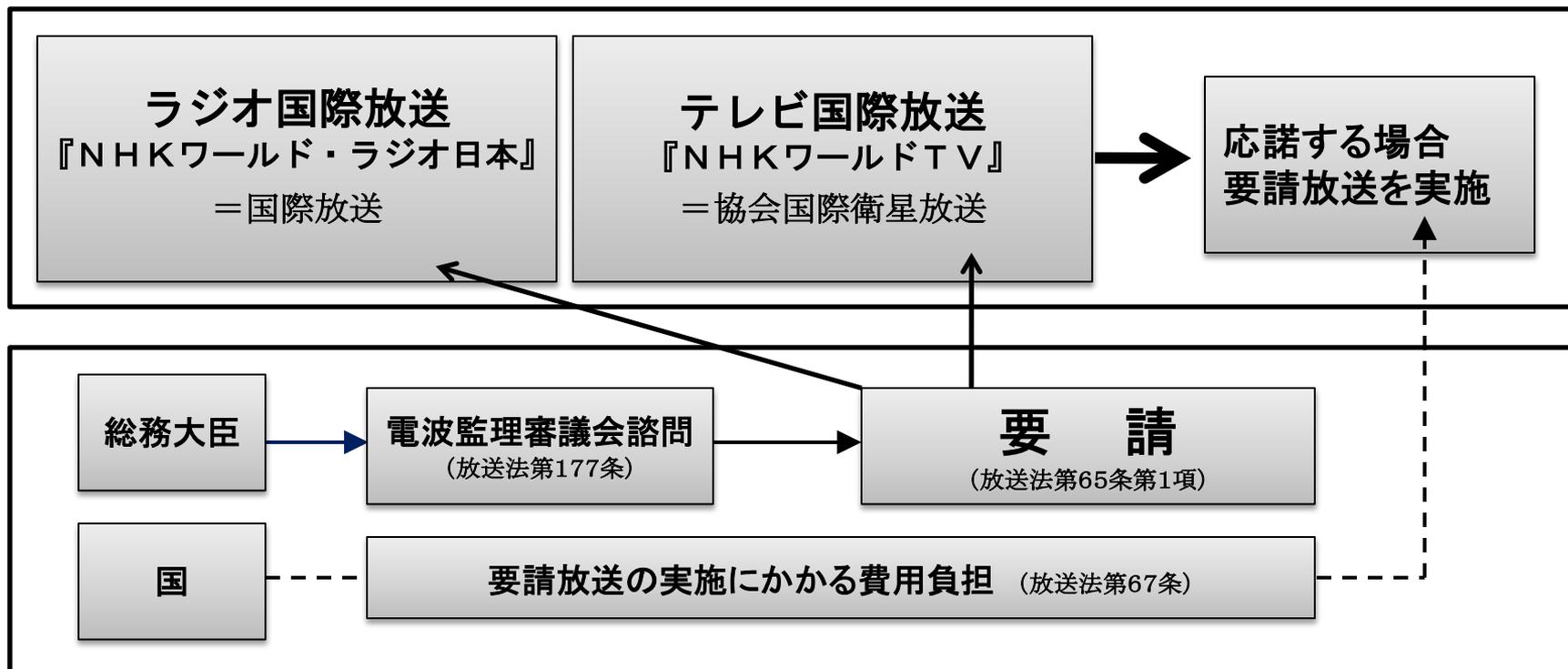
3. これまでの取組

- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

要請放送制度の仕組み

NHK

国



国際放送等の実施の要請

○放送法

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

第67条 第65条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第65条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でなければならない。

総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
15	19.7	—	114
16	22.7	—	112
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	187
24	9.5	24.5	196

※ 平成22年度までは決算額、平成23年度は予算額、平成24年度は予定額。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、総務省交付金額については四捨五入。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度から、放送法施行規則別表第2号に定める予算書の様式から消費税の項目が削除されたことに伴い、税抜金額となっている。



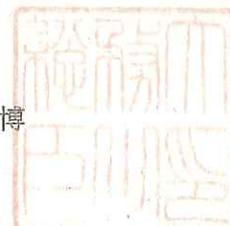
総情国第6号-3

平成23年3月11日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣
片山 善博



平成23年度国際放送等実施要請について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成23年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2のとおり、要請を行うこととしましたので、通知します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成23年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。

(別添1)

総情国第6号

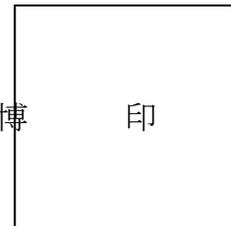
平成23年4月1日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

片山善博 印



平成23年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

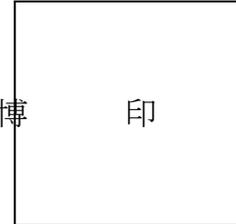
- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

以上

総情国第6号-2
平成23年4月1日

日本放送協会
会長 松本 正之 殿

総務大臣
片山善博 印



平成23年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

以上



総情国第6号

平成23年4月1日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣
片山善博



平成23年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



総情国第6号-2

平成23年4月1日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣
片山善博



平成23年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

以上

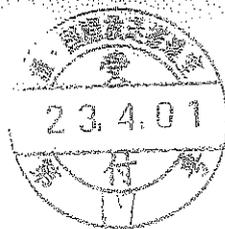
(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



平成23年4月1日

総務大臣 片山 善博 殿

日本放送協会
会長 松本 正之

平成23年度国際放送等の実施要請について(回答)

平成23年度におけるラジオ国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、それを応諾します。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学

学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

（国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（放送番組の編集等）

第八十一条 1～3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組

及び娯楽番組を有するようにならなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。

6 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）

（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第二百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第四百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第五百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)